

「子ども日本語学習サポーター」派遣について

令和 8 年 4 月

一般財団法人岡山県国際交流協会

一般財団法人岡山県国際交流協会(以下「協会」という)は、外国にルーツを持つ児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行う「子ども日本語学習サポーター」(以下、「サポーター」という)をボランティアとして岡山県内の小・中学校に派遣する事業を実施する。

1. 実施期間

派遣申請受付期間:

一次 令和 8 年 4 月 13 日(月)~6 月 30 日(火)

二次・延長申請 令和 8 年 9 月 1 日(火)~11 月 30 日(月)

派遣期間:令和 8 年 5 月 1 日(金)~令和 9 年 2 月 19 日(金)

2. サポート対象者

日本語学習支援を必要とする外国にルーツを持つ児童・生徒等

3. 申請者

県内の小・中学校及び市町村教育委員会等

4. サポートの内容

・小・中学校における放課後の日本語指導

・その他、協会が依頼する児童・生徒への日本語指導に関すること

なお、具体的なサポート活動内容は、協会、申請者、サポーター、児童・生徒及びその保護者等で協議の上、決定する。

・授業中の取り出し、入り込み指導は行わない。また、教科学習の指導は行わない。

5. 派遣回数の上限等

(1)1 校あたりの年間派遣件数は 4 件、1 件あたりの派遣回数の上限は 10 回とする。

(2)児童生徒一人につき申請できる派遣は、原則 1 件(10 回)までとする。ただし、協会が支援の継続が必要と認めた場合に限り、延長として 1 件(10 回)を追加申請できる。

(3)小学校から中学校への進学等により申請者が変更となる場合でも、同一児童生徒であれば派遣回数は通算して取り扱い、上限は 20 回(2 件)とする。

(4)学校全体の年間件数 4 件(40 回)の範囲内において、派遣開始前で未実施の申請に限り、対象児童生徒を変更することができる。ただし、派遣開始後の変更は認めない。

(5)派遣が途中で終了した場合でも、残回数を他の児童生徒へ振り替えることはできない。

(6)当該年度内に実施できなかった派遣回数は、翌年度へ繰り越すことはできない。

(7)令和 7 年度以前に 1 件(10 回)の派遣を受けている児童生徒については、通算 2 件の範囲内において、令和 8 年度に申請できる派遣は 1 件(10 回)を上限とする。

6. 申請方法

「子ども日本語学習サポーター派遣申請書」「日本語レベルチェックリスト」に必要事項を記入の上、メール、郵送、または協会ホームページの専用フォームで提出する。

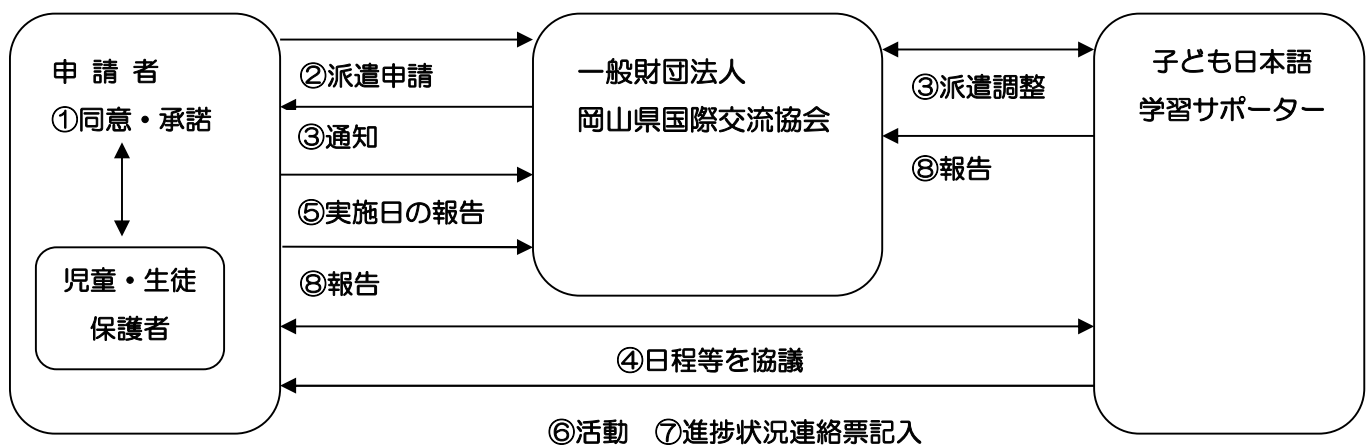
提出先:

一般財団法人岡山県国際交流協会 企画情報課
〒700-0026 岡山市北区奉還町 2-2-1
E-mail: info@opief.or.jp

7. 派遣の流れ

- (1)申請者は、児童・生徒及びその保護者にサポーターを付することに同意を得る。
- (2)申請者は、協会に「子ども日本語学習サポーター派遣申請書」及び「日本語レベルチェックリスト」を提出する。
- (3)協会は、派遣するサポーターの調整を行い、派遣の可否を申請者に通知する。
- (4)申請者、サポーター、児童・生徒及びその保護者等は、実施日程、学習内容等について協議を行う。
- (5)申請者は協会に実施日程を報告する。また、日程に変更が生じた場合は、その都度申請者が協会に連絡する。
- (6)サポーターは日程に沿って子ども日本語学習支援活動を実施する。
- (7)申請者及びサポーターは実施日ごとに「進捗状況連絡票」に状況を記入し情報共有に努める。
- (8)申請者は「活動終了報告書」及び「進捗状況連絡票」を、サポーターは「活動終了報告書」を協会へ提出する。

[派遣フローチャート]



8. 派遣に係る費用等

協会は、サポーターに対し活動に係る活動協力金及び交通費を支払う。

9. その他留意事項等について

- (1)サポーターの調整及び派遣決定まで、申請からおおむね1か月程度を目安とする。
- (2)サポーターを派遣できない場合がある。
- (3)サポーターの住所、電話番号、メールアドレス、SNS等の個人情報を児童・生徒及びその保護者に知らせないこと。
- (4)サポーターの活動は1回当たり3時間まで、週1~2回程度を目安とする。
- (5)日程や学習内容の打合わせは申請者とサポーターの間で直接行う。また、派遣中に日程等の変更が生じた場合は、申請者から協会へ連絡すること。
- (6)児童・生徒の欠席等で活動が中止や延期になる場合は迅速にサポーターに連絡すること。
- (7)活動終了後10日以内に、協会に「活動終了報告書」及び「進捗状況連絡表」を提出すること。